



# 苦情申立

オーストラリア人権委員会は、性別・人種・障害・年齢に基づく違法な差別や、ILO 第 111 号条約関連の差別、ならびに人権の侵害に関する苦情を調査し調停する機関です。

## 苦情申立事由

- **性別による差別** セクシャルハラスメントや、性別、ジェンダーアイデンティティ、中間性であること、妊娠、婚姻や内縁関係、授乳、扶養家族、性的指向などを理由とする差別
- **障がいによる差別** 身体的・知的障がい、知覚、学習、精神障がい、疾病、健康状態、労災による傷害、過去現在未来における障がい、障がいのための補助具や介護犬の使用、障がい者との関係性を理由とする差別
- **人種差別** 人種の憎悪や、人種、皮膚の色、祖先、生国、民族性、移民としての立場を理由とする差別
- **年齢差別** 若すぎることにあるいは年を取り過ぎていることを理由とする差別
- **ILO 第 111 号条約関連の差別** 宗教、前科、労働組合活動、政治的見解、社会的出身を理由とする、雇用又は職業における差別
- **人権** 連邦政府により(あるいは連邦政府に代わって)特定の国際人権文書(市民的及び政治的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約を含む)の違反に当たると主張される行為

オーストラリアのどこからでも苦情申立はできます。料金はかかりません。苦情申立の手順は以下の通りです。

## 問い合わせ

- 苦情を申し立てることができるかどうか迷っている場合は、人権委員会のナショナルインフォメーションサービスに問い合わせできます。電話番号は **1300 656 419**、電子メールアドレスは [infoservice@humanrights.gov.au](mailto:infoservice@humanrights.gov.au) です。
- 申立手続に使用する苦情申立書を送付します。
- 人権委員会で受理できない場合は、他に相談できる先を紹介するように努めます。

## 苦情申立

- 苦情は書面で申し立てる必要があります。苦情申立書に記入して郵便またはファックスで送付するか、あるいは人権委員会のウェブサイト [www.humanrights.gov.au](http://www.humanrights.gov.au) からオンラインで申し立てることもできます。
- 任意の言語で苦情を申し立てることができます。また、代書が必要な場合の手助けもします。
- 苦情申立に弁護士を立てる必要はありません。
- 人権委員会が苦情を受理できない場合は、その理由を説明します。

## 調査

- 苦情内容について聞き取りを行い、さらなる情報を得るために、人権委員会が申立人に連絡します。
- 通常の場合、委員会は苦情の対象となった人や団体にも連絡し、苦情申立書の写しを提供します。対象者には、特定の情報や申し立てられた苦情への返答を提出するよう求める場合もあります。苦情への返答として人権委員会に提出された情報の中には、申立人に関する個人情報や秘密情報が含まれる場合があります。
- 場合によっては、苦情への対応を中止する決定が為されることもあります。その場合は申立人にその理由を説明します。
- 申立人に連絡して、苦情を調停で解決するよう促す場合もあります。

## 調停

- 調停 (Conciliation) とは、人権委員会が苦情申立人と苦情の対象となった人や団体との間を取り持ち、問題解決の道を探ることをいいます。
- 調停は「調停会議」と呼ばれる対面での話し合い、あるいは電話会議で行われます。場合によっては、調停人との間の電子メールのやり取りや対話を通じて問題が解決することもあります。
- 問題解決には様々な方法があります。たとえば、謝罪、方針変更、慰謝料といった方法があります。

## 裁判の可能性 – 性別、障がい、人種、年齢に基づく差別

- 人権委員会は、違法な差別があったかどうかを判断する権限を持ちません。
- 苦情が解決されなかったり、何かの事情で対応が中止された場合は、裁判所に訴えることもできます。裁判所は違法な差別があったかどうかを判断します。

- 申立人は、人権委員会が苦情処理を中止した後、60日以内であれば、オーストラリア連邦巡回裁判所または連邦裁判所に訴え出すことができます。
- 人権委員会は苦情申立人が裁判所に提訴したり訴訟準備したりする際の手助けはできません。
- 裁判に訴える場合は、弁護士か法律サービスに相談してください。

## 決定／調査報告 – ILO 第 111 号条約関連および人権

- 苦情が解決されなかったり、何かの事情で対応が中止された場合、オーストラリア人権委員会委員長が、ILO 第 111 号条約関連の差別もしくは人権侵害が起こったと判断することもあります。
- 委員長が差別または人権侵害が起こったと判断した場合、委員長はオーストラリア連邦司法長官に報告書を提出することができます。その報告書において、委員長は個人が被った損害や傷害に対して賠償を行うよう勧告することができます。当該報告書が議会に提出される場合もあります。
- 委員長が差別もしくは人権侵害が起こったと判断した例が、人権委員会のウェブサイトで閲覧できます。以下のリンクを参照してください。  
<http://www.humanrights.gov.au/publications/reports-minister-under-ahrc-act>.

## より詳しい情報

オーストラリア人権委員会の連絡先は以下の通りです。

### 電話

ナショナルインフォメーションサービス: 1300 656 419

TTY: 1800 620 241

NRS 133 677

ファックス(02) 9284 9611

通訳が必要な場合は **131 450** に電話をかけ、オーストラリア人権委員会に繋ぐように頼んでください。

聴覚障がい者の方のための TTY 番号は以下の通りです: 1800 620 241。聴覚または発話障がい者の方は、ナショナルリレーサービス(133 677)を通じて連絡することもできます。手話通訳が必要な場合は人権委員会が手配します。

視覚障がい者の方のための代替的様式による情報提供も行っています。

### 郵便物宛先

GPO Box 5218

Sydney NSW 2001

## インターネット

Eメール: [infoservice@humanrights.gov.au](mailto:infoservice@humanrights.gov.au)

ウェブサイト: [www.humanrights.gov.au](http://www.humanrights.gov.au)

オンライン苦情申立のリンクはこちらです。

<http://www.humanrights.gov.au/complaints/lodging-your-complaint>.

## 一般的法律意見

苦情申立を検討しているなら、弁護士に相談することが賢明な場合もあります。コミュニティ法律相談サービスでも差別やハラスメントに関する無料相談を受け付けています。

法律扶助団体 (<https://www.nationallegalaid.org/for-individuals/>) もしくはコミュニティリーガルセンター ([www.naclc.org.au/directory](http://www.naclc.org.au/directory)) に連絡することもできます。

**免責事項:** このファクトシートに記載されている情報は一般的なガイドです。弁護士の法律意見に代わるものではありません。